

長岡市  
パートナーシップ・ファミリーシップ制度  
利用の手引き

長岡市

令和4年12月発行

(令和6年11月改訂)

## 目 次

---

1. 長岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは.....	1
2. 届出を行うことができる方（以下の要件を全て満たす方） .....	1
3. 届出に必要な書類 .....	2
4. 届出の流れ.....	3
5. 自治体間連携について.....	5
6. こんなときは .....	7
7. Q&A.....	9

## 1. 長岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

性自認・性的指向により婚姻の届出ができない方を対象に、お互いが人生のパートナーとして協力し合うことを約束する「パートナーシップ」の届出を受け付け、市が証明する制度です。また、パートナーシップ関係にある方の親族が家族として生活する「ファミリーシップ」の届出も同時に行うことができます。

なお、この制度における用語が示す意味は、以下のとおりです。

### パートナーシップ

双方又は一方が、性自認が出生時に判定された性と一致しない方または性的指向が異性に限らない方であって、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二人の関係

### ファミリーシップ

パートナーシップを結ぶお二人とファミリーシップ対象者（パートナーシップを結ぶお二人の双方又は一方と生計を共にする子や親等）が家族として協力し合う関係

## 2. 届出を行うことができる方(以下の要件を全て満たす方)

### パートナーシップ

- 双方またはいずれか一方が、性自認が出生時に判定された性と一致しない、または性的指向が異性に限らない方であること。
- 双方が成年（18歳）に達していること。
- 双方またはいずれか一方が、長岡市内に住所を有している、または1か月以内に長岡市内への転入を予定していること。
- 双方とも配偶者（事実上の婚姻関係（パートナーシップまたはこれに類する関係を含む。）にある方を含む。）がないこと。
- 双方が近親者（直系血族、3親等以内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。（その関係が養子縁組により生じているときを除きます。）

## ファミリーシップ

- パートナーシップにある方の双方またはいずれか一方の3親等以内の親族（これに相当すると市長が認める方を含みます。）であること。
- パートナーシップの双方またはいずれか一方と、生計を共にしていること。

## 3. 届出に必要な書類

### パートナーシップ

- 長岡市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など、官公署から発行され本人の顔写真が添付されたもの）
- 届出書に記載する全ての方の住民票の写し
  - ※届出日から1か月以内に発行されたものに限りです。
  - ※個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
- 戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、独身証明書など婚姻をしていないことが確認できる書類
- 日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（通称名の記載を希望する場合）

#### ◆転入予定の方の届出

双方又はどちらか一方が、転入予定（届出日から1か月以内）の方も届出ができます。その場合は、転入後速やかに転入したことがわかる書類の写しを提出してください。

例：住民票、住民票記載事項証明書等

### ファミリーシップ

- 上記パートナーシップの届出に必要な書類一式
- パートナーシップの届出をされる方との関係性がわかる書類（戸籍全部事項証明書）
  - ※届出者と同居の場合、住民票で確認できる場合は住民票でも可とします。

※届出日から1か月以内に発行されたものに限りです。

※パートナーシップ届出者の確認のために添付する住民票や戸籍全部事項証明書等にファミリーシップ対象者の記載があり、届出者との関係性が確認できる場合は不要です。

- パートナーシップ届出者の双方又は一方とファミリーシップ対象者の生計が同一であることが確認できる書類

※詳しくはお問い合わせください。

☆上記のほか、書類の追加提出をお願いする場合があります。

## 4. 届出の流れ

### ①事前予約（電話、FAX、メール、電子申請）

届出を希望する日の7日前までに電話、FAX、メール、電子申請のいずれかにて、届出日を予約してください。折り返し、電話の場合は電話で、FAXの場合はFAXで、メール又は電子申請の場合はメールにて、日時や場所等の確認連絡を行います。

- ・「届出するお二人の氏名・住所・電話番号・FAX番号（FAXの場合）、届出希望日時（第3希望まで）」をお伝えください。
- ・メールの場合、タイトルを「パートナーシップ届出予約」としてください。
- ・電子申請の場合は、予約フォームから予約をしてください。

※届出の受付時間は、月曜から金曜（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）です。

※ファミリーシップの届出を併せて希望する場合は、ファミリーシップ対象者の氏名、パートナーシップの届出をするお二人との関係性及び生計が同一であることについてもお伝えください。

#### 【連絡先】

長岡市役所 人権・男女共同参画課

電話：0258-39-2746

FAX：0258-39-2747

メール：will@city.nagaoka.lg.jp

電子申請 予約フォーム



## ②届出（来庁）

予約が確定した日時に必要書類をお持ちの上、届出をするお二人で直接お越しください。（お二人での来庁が難しい場合は、ご相談ください。）

※届出は原則、個室で対応します。

※書類に不備があった場合は、後日改めてお越しいただき、ご提出いただく場合があります。

## ③届出書受理証明書及び証明カードの交付

届出から1週間後を目途に、届出書受理証明書（1部）と証明カード（パートナーシップのお二人にそれぞれ1部ずつ）を交付します。原則として窓口での交付となります。（郵送での受け取りを希望する場合は、ご相談ください。）

※届出書受理証明書及び証明カードの準備ができ次第、交付します。

## 5. 自治体間連携について

長岡市では、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に参加しています。

パートナーシップ制度を利用されている方の負担軽減と利便性の向上を図るため、本ネットワークに加入している自治体間で住所を異動する場合、以下のとおり簡略化した手続きで届出を継続するものです。

- 転出地の自治体への受領証等の返還手続きを省略できます。
- 転出地の自治体で発行した受領証等を転入地の自治体に提出することで、婚姻をしていないことが確認できる書類の提出を省略できます。

### 【対象自治体】

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入する自治体  
※最新の連携自治体については、ホームページをご確認ください。

### (1) 長岡市に転入する場合

連携自治体から長岡市に転入し、長岡市長にパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の継続を申し出た場合は、改めて長岡市の届出書受理証明書を発行します。「4. 届出の流れ」(P3 参照)のとおり、手続きしてください。必要書類は下記のとおりです。

#### 必要書類

- パートナーシップ・ファミリーシップ届出継続申告書
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など、官公署から発行され本人の顔写真が添付されたもの）
- 届出継続申告書に記載する全ての方の住民票の写し  
※申告日から1か月以内に発行されたものに限りです。  
※個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

- 転出した自治体が交付した受領証等（交付されたものすべて）
- 日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（通称名の記載を希望する場合）

◆ 転入予定の方の届出

双方又はどちらか一方が、転入予定（届出日から 1 か月以内）の方も届出ができます。その場合は、転入後速やかに転入したことがわかる書類の写しを提出してください。

例：住民票、住民票記載事項証明書等

転出した自治体でファミリーシップの届出を行った場合は、ファミリーシップの関係を継続することができます。ただし、以下の書類が必要です。

- 継続申告をされる方との関係性が分かる書類（戸籍全部事項証明書）
  - ※ 申告者と同居の場合、住民票で確認できる場合は住民票でも可とします。
  - ※ 申告日から 1 か月以内に発行されたものに限りです。
  - ※ パートナーシップ届出者の確認のために添付する住民票や戸籍全部事項証明書等にファミリーシップ対象者の記載があり、届出者との関係性が確認できる場合は不要です。
- パートナーシップ届出者の双方又は一方とファミリーシップ対象者の生計が同一であることが確認できる書類

※ 詳しくはお問い合わせください。

☆ 上記のほか、書類の追加提出をお願いする場合があります。

## （2）長岡市から転出する場合

長岡市から連携自治体へ転出し、当該自治体にパートナーシップ制度の継続を申し出た場合、長岡市への届出書受理証明書の返還は必要ありません。

申告の手続きは、各自治体のホームページなどをご確認ください。



## 6. こんなときは

### (1) 証明書等を紛失・き損したとき

証明書等を紛失、き損・汚損し、再交付を希望する場合は、「長岡市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等再交付願」を提出してください。

届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

### (2) 届出事項に変更があったとき（住所、氏名、ファミリーシップの追加・除外）

届出事項に変更があったときは、「長岡市パートナーシップ・ファミリーシップ内容変更届出書」を届出書受理証明書等とともにご提出ください。

届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

### (3) パートナーシップを解消したとき

当事者の意思によりパートナーシップを解消したときは、「長岡市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届出書」とともに届出書受理証明書等を返還してください。

### (4) 市外へ転出するとき

パートナーシップの双方が市外へ転出するときは、「長岡市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届出書」とともに届出書受理証明書等を返還してください。

### (5) パートナーが死亡したとき

パートナーが亡くなったときは、「長岡市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届出書」とともに証明書等を返還してください。

◆パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等が無効となるとき  
次の場合には、証明書等を無効とします。

- 虚偽の届出を行ったとき。
- 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- 要件（1～2ページ）に該当しないとき。
- 転入予定で届出をした場合、届出日から1か月以内に市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

※パートナーシップの届出が無効となったときは、それに基づくファミリーシップについても無効となります。

## 7. Q & A

---

Q1. 婚姻制度と長岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度はどのような違いがありますか。

A1. 婚姻は法律に基づき行われるもので、相続や財産上の権利、扶養義務など、法律上の権利等が発生します。

一方、長岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、市が独自に実施するものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

Q2. 長岡市に住んでいなくてもパートナーシップの届出をすることはできますか。

A2. どちらかお一人が市内に住んでいる場合（1か月以内の転入を予定している場合も可）に届出ができます。その場合、他のお一人は市外在住でも構いません。

Q3. 同居していないと届出できませんか。

A3. 必ずしも同居している必要はありません。ただし、ファミリーシップ対象者については、生計が同一であることが必要です。

Q4. 養子縁組をしても、パートナーシップ・ファミリーシップの届出はできますか。

A4. お二人が近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く）でなければ、パートナーシップの届出が可能です。また、養子・養親であっても、生計が同一であるなどの条件を満たせばファミリーシップ届出制度の対象となります。

Q5. 届出受理証明書等に通称名は記載されますか。

A5. 届出受理証明書及び証明カードに通称名を記載することができます。  
通称名の記載を希望される方は、届出時に日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類をご提示ください。

なお、本制度における証明書及び証明カードに記載する通称名は、他の行政手続きにおける通称名使用を認めたり、民間サービスにおいて通称名を使用することを保証したりするものではありません。

Q6. 届出に費用はかかりますか。

A6. 届出受理証明書や証明カードの発行に費用はかかりません。ただし、届出の必要書類によっては、取得に費用が発生するものがあり、その場合は自己負担となります。

Q7. 個室で手続きをすることはできますか。

A7. 届出は、原則として個室にて対応いたします。

Q8. 届出受理証明書や証明カードは即日交付されますか。

A8. 提出書類の確認及び届出受理証明書等の作成のため、交付まで1週間ほどお時間をいただきます。

Q9. 二人揃って届出に行かなければなりませんか。

A9. 原則として、お二人でお越しいただくこととしておりますが、事情によりお越しいただくことができない場合にはご相談ください。なお、届出書の確認事項は必ずお二人でご確認の上、署名（自書）していただく必要があります。

Q10. 郵送やインターネットによる届出はできますか。

A10. 窓口での本人確認等を行う必要があるため、郵送やインターネットによる届出はできません。窓口にお越しいただくことが難しいご事情がある場合は、ご相談ください。

Q11. 二人とも市外に引っ越しをするときは手続が必要ですか。

A11. 証明書等返還届出書を提出するとともに、届出書受理証明書及び証明カードを返還してください。

Q12. 届出に予約は必要ですか。

A12. 事前に予約が必要です。まず、電話、FAX、メール、電子申請にて届出希望日の7日前までに行ってください。

確認連絡により、確定した日時を確認の上、来所してください。

Q13. 届出はいつ行うことができますか。

A13. 届出や届出受理証明書等の交付は、年末年始・祝日を除く月曜から金曜の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）です。

Q14. 証明書の交付・受け取りはどのような方法でできますか。

A14. 届出受理証明書等の交付は、原則として窓口で行います。窓口にお越しいただくことが難しく、郵送での受け取りを希望する場合は、ご相談ください。

Q15. 外国籍でも届出はできますか。

A15. 外国籍の方でも、要件を満たしていれば届出をすることが可能です。なお、外国籍の方は、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳（翻訳者の氏名を記入）を添えて提出してください。

Q16. 届出書受理証明書や証明カードを持っていることで、どのようなメリットがありますか。

A16. 長岡市において、家族としていくつかの行政サービスが受けられます。（各サービス等で所定の要件があります。）サービスについては、市

ホームページをご確認ください。また、携帯電話の家族割引が適用される、生命保険の受取人にパートナーを指定できるといった民間サービスを受けられる場合があります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。



長岡市 地方創生推進部 人権・男女共同参画課

〒940-0062

長岡市大手通2丁目2-6 ながおか市民センター2階

電話：0258-39-2746

FAX：0258-39-2747

Mail：will@city.nagaoka.lg.jp

HP：https://www.city.nagaoka.niigata.jp/

